



ぬくもり

[平成28年6月15日発行]

住みごこち一番・可児 — 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造

祝 本センター 設立25周年 みなさまのおかげです!

[本センタースローガン]

はぐくもうおもいやりの心

平成 3 年

人権尊重モデル地区指定 (法務省) (H2)

センター設立総会 H3.12.7 実施 県下3施設の1つ

「人権擁護都市宣言」看板設置 (市役所駐車場県道側)

平成 12 年

行政主導から民間主導に改編 (役員・事務局)

推進委員会設置

~平成 28 年

リーダー会設置
人権相談室設置
展示室設置

キャラクターデビュー (4コママンガ機関紙掲載)
新 H/P 開設発信

子どもいじめ防止等学校へのサポート4事業開始・他



特別寄稿

設立25周年の佳節に寄せて

可児市長 富田成輝



可児市人権啓発センターが設立25周年を迎えられたことを心より

お祝い申し上げます。

平成3年12月の設立総会において、「私たちは互いに相手を尊重しあい信頼しあいながら、人間としてかけがえのない人生を、心豊かにしあわせにすごせる社会が実現することを願っています」と可児市を人権擁護都市とすることを宣言して以来、継続的な人権啓発活動を展開していただいていることに深く感謝申し上げます。

人権は、市民生活のあらゆる場面においてかかわりを持つものであるため、その擁護は市民参加なくしては成り立ちません。

今後とも可児市人権啓発センターと共同して、人権尊重の気運を高めてまいりたいと思います。

未筆ながら、可児市人権啓発センターの一層のご発展と皆様方のご活躍を祈念致しまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

募集

第16回

ぬくもり人権啓発「標語と300字小説」

テーマ

「いじめ防止」について小説は会話をいれること

応募資格

市内在住の人 (小中学生(高・一般))

応募方法

はがきの表に住所・氏名・電話、裏に作品(小説1点、標語2点まで)

応募締切

9月12日(消印有効)

入賞作品数

標語約30点・小説約7点

入賞発表

11月初旬本人通知 (小中学生は、学校から)

作品展示(入選)

人権週間(12月5日~10日)

市図書館等で展示

また機関紙「ぬくもり」等に掲載

*入賞者には、表彰状と図書カードを贈呈

*小中学生は全て(応募)学校から

あて先

本センター宛(本表紙ご参照)

平成28年度の活動と27年度報告のあらまし

目標 啓発人口 8,500名／年

(本センターの活動に関わり合った人数)

重点 「子どもの人権・道徳教育へのサポートの充実」

(「互いの個性を信じ、たたえ合いの心」を!)

～大人たちのぬくもりある自覚から～

未来ある子どもの育みを!

理念 人は差異・多様ゆえに認め、学び合う人間主義で!

人権相談



何か困ったらご相談を!

人権本巡回制度
(ぬくもりボックス・フロー)

- ぬくもり本(人権本)を巡回
- 小学校2コース
- 児童用/教師用:同時
- 1ヶ月毎・巡回
- スタート:5月～

読者にしおり差上げています。

人権講演会



『ハラスメントの対応』
(弁護士・松波克英氏 職員・企業・市民参加)

学校・企業啓発



・人権教育 ・同和教育



ぬくもり標語・300字小説募集



市役所ロビー又、市図書館掲示

地域・家庭啓発



家庭教育学級 等

機関紙発行(ぬくもり)
(全戸配布・年三回)



人権4コマまんが「ぬくもりまゆちゃん」入り

街頭啓発活動



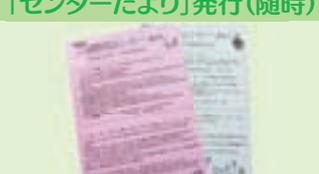
「健康フェア(アーラ)」(初の出典)

研修会/リーダー会等



(年4回位) 役員・推進員/研修・運営

「センターだより」発行(随時)



(第7～8回)ぬくもり教室



帷子小・桜ヶ丘小で開催
(個性を大切に)

「道徳勉強会」=「提言書」「報告書」の提出

〈概要〉
小・中学校の道徳教育の教科化が、小学校:H30年4月、中学校:H31年4月から実施されることに呼応して、人権の要である道徳を学び合った。その結果を提言書と報告書の2冊にまとめ、富田市長、筆橋教育長に提出した。

・勉強期間: H26.7.24～H27.10.23
・研鑽人員: 19名(本センター関係者)



ホームページ

- 文字大きさ大・中・小変更可
- ぬくもり日記
- 行事案内・募集
- 今週のビタミン
- センター紹介
- ぬくもり4コマ「マンガ」

継続発信(約週一回編入有)



新会長挨拶

会長 齋藤美智子

本センター設立 25 周年の佳節において、前会長の岡部様から、引き継がせていただきました。私も人権に関わり 10 年目となります。この間、多くの事業を試行錯誤しながらも、本センタースローガンの「はぐくもう思いやりの心」が少しでも広まるよう努めてまいりました。こうしたことも永年尽力された諸先輩と共に、市民の皆

様のご支援とご協力の賜と心より感謝申し上げます。
「人間のいる所に人権あり」と言われ、また「継続は力なり」と言われます。市民の皆様がより良く助け合える心の醸成となれるよう活動をしてまいります。今後ともご支援ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

自作「人権本」が完成!

- 1、「じんけんなあに?」
「人権を育む 4 要素」とは?
著作 :22 ページ (15 項目)
マンガ :15 ページ (29 編)
- 2、「しあわせに生きあうとき」
機関紙「ぬくもり」の各コーナーの記事を、選考して抜き出したものです。

★設立 25 周年を記念して、先着 10 名様 (市内在住の方に限り) に本書籍を差し上げます。(自宅送付します)
6月20日(月)9:30～16:00の間に☎63-7990まで

「障がい者人権について」その① ～「障害者差別解消法」の施行にあたり～

平成 28 年 4 月 1 日から施行された「障害者差別解消法」について人権の上から考えたいと思います。

「差別や偏見は、いけない」と思いながら障がい者へのこうしたことに気づかないでいる人がいます。健常者と障がい者の違いは、人間として生きている中で共有していることが多くあることを忘れてしまっていることから起こることが多いと言われます。そこで人は、どのような中で生きているか。また人が生まれ出た役割としての個性を考え、この人権の諸法を実効あるものにしていきたいと考えます。

注意：「」内・法律名と同じ

1 人間が共有している平等のいろいろ

- ①同じ地球の日本・岐阜県・可児市に住む不思議な縁があります。
- ②同じ空気（酸素）を吸っています。
- ③同じ太陽の光や雨を浴びています。（紫外線過敏症は障がいがあります）
- ④同じ時間を過ごしています。（四季を感じています）
- ⑤みんな母親から生まれました。（みんな母親を、選ぶことはできません）
- ⑥自分の誕生と死亡の瞬間は、生涯分かりません。
- ⑦自分の命がどこにあるか分かりません。
- ⑧明日のこと、瞬間後の自分の運命は分かりません。
- ⑨自分の真顔は、一生見られません。（鏡・写真は虚像です）
- ⑩先祖は、みんな同じで親戚であるという説を余り知っていません。（遺伝子科学から、最近実証され分かりました。人類の先祖は、アフリカのひとりの女性から広がりました。女性しか持っていない遺伝子をたどり分かりました。）
- ⑪他

★これほどに人間にとって平等に共有している点があるのです。まして障がい者になろうとしてしまったわけではないのです。あなたの身代わりでなっていると言う論説もあるくらいです。障がい者への差別や偏見は、同じ人間として許し難い行為として、法で取り締まりながらもそれを個性と捉え、共生できる社会をつくらうとしています。

★障がい者が、日常や社会生活にバリアや制限のない継続的な行動ができるようにしていこうとする法律が「障害者差別解消法」です。

次に、人の個性と言われる、人それぞれのことをあげて見ました。〈これらの差異こそ他人のための役割として使われることが大切なことです。〉

2 人間が、皆違う個性のいろいろ

- ①顔形。
- ②体つき。（身長・体重等）
- ③指の指紋。
- ④健康状態。（運動能力）
- ⑤性格。
- ⑥思考。（賛成・反対はあるにせよ差異はある）
- ⑦生活行動。（同じ行動を目指しても動きは差異がある）
- ⑧DNA。（みんな先祖は同じであっても）
- ⑨専門・趣味等での能力。（同じものを目指しても結果は違う）
- ⑩他

3 この法律がつくられた経緯

- ①従来の社会はどちらかと言うと、こうしたそれぞれの個性の違いにより、社会生活をするうえで不都合な場合はあったとしても、見過ごされてきたことは多くあります。
- ②人は、最大多数の健常者社会を先んじて築いてきました。
- ③接客差別も往々にしてありました。それは接客のルール化がないため、店等でまちまちなことから無視されたり、障がい者の遠慮を招くことになってしまうくらいもありました。（盲導犬・車いす等の来店時・交通上のバリア対策等）
- ④人間生活をする上で平等に機会均等を受ける権利を人間の権利として互いに心づかいをしようことは、うるわしい心の地域づくりのためにも大切なことです。
- ⑤また現在は、自ら障がい者にならないとは限らない、高齢社会・交通社会です。

上述のように、人は互いが多くのことを共有しており、また個性を持ち合わせていることから、健常者と障がい者の分け隔てなく生活の上での対応を、重すぎない範囲で事業者等が「合理的な配慮」により進めていこうという法律です。（障がい者の優遇や新しい権利をつくるものではありません）

自らの不都合や面倒等で配慮しない場合「不作為差別」となり人権侵害となります。（特に対象事業者の場合）

4 障がい者とは（対象者）

この法律は、「障害者手帳」持っていない人・障がい児も対象です。

- ①身体障がい者
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④発達障がい者（心や体のはたらきに障がいがある人）
- ⑤障がいや社会の中にある乗り越えにくい壁（バリア）によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

5 対象となる事業者とは

- ①役所、公共施設、会社やお店など
- ②同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う者
- ③ボランティア活動・他法人格の活動グループも含まれます。

※具体的な人権的対応は、次回（10月号）に掲載します。

